

多治見市 療育ガイドブック

子どもの発達の相談はどこにすればいいの？

そもそも療育ってなに？

どんな支援が受けられるの？

このガイドブックが、あなたの悩みや不安にお答えします。

多治見市役所 こども家庭課 作成

(☎0572-23-5958)

——目次——

1 発達支援(療育)ってなに？ 1
2 障がい児通所支援について 1
3 市内の障がい児通所支援事業所一覧表 3～4
4 障害児相談支援事業所 5～7
5 相談するならこんな場所 8～9
6 利用の手続きと障がい児相談支援事業所の役割について 11
7 利用にあたり必要になる費用 12
○ 児童発達支援 事業所 一覧 14～24
○ 放課後等デイサービス 事業所 一覧 26～48
○ 保育所等訪問支援 事業所 一覧 50
○ こども家庭課のお仕事紹介 51～54

1 発達支援(療育)ってなに？

障がいのある子ども、発達やことば等の育ちについて心配のある子どもが、自分でできることを増やしなが、将来自立した生活を送れるようにするための支援です。

一口に「障がい」と言っても、身体、発達、知的など様々な種類の障がいがあります。障がいの特徴や子どもたちの特性に応じた幅広い支援を行うのが発達支援(療育)です。

2 障がい児通所支援について

(1)障がい児通所支援とは

発達支援(療育)を行っている事業所で支援を受ける制度です。本制度を利用するには、こども家庭課で申請を行い、決定を受ける(受給者証の取得)必要があります。申請の流れは「6 利用の手続きについて(P11)」でご確認ください。

(2)対象

- ①障がい者手帳(身体・療育・精神)を持っている子ども
- ②医師の診断書、意見書若しくは発達相談・検査(保健センター等で実施)の結果などから発達支援(療育)の必要性が認められた子ども
- ③既に他市で発達支援(療育)を受けていた子ども
(他市で受診した発達検査の結果、所見等が必要です)

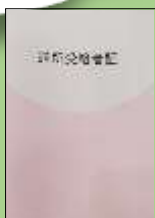
(3)サービスの種類

名称	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作のトレーニングや運動機能向上、就学に向けた準備、コミュニケーション能力の向上などのプログラムを実施します。 「居宅訪問型」では、重度の障害や疾患がある等の理由で移動が難しい子どもの居宅へ支援者が訪問し、支援を行います。 肢体不自由がある子どもを対象として、児童発達支援に加えて治療を行う施設(旧「医療型児童発達支援」)もあります。	就学前の子ども
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要なトレーニングや社会性を身に着けるために必要な支援を行います。	就学中の子ども (原則 18 歳まで)
保育所等訪問支援事業	子どもが通う幼稚園、保育園、学校等に出向き、集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や幼稚園、こども園に通園中の子ども

※多治見市内には現在「居宅訪問型」、旧「医療型児童発達支援」の事業所はありません。

支援に関するよくある質問コーナー

早速使いたい。
いつから使えるか



まずは、「6 利用の手続きについて」に沿って申請を行ってください。
受給者証※が発行され、事業所と契約が結べたら利用できます。
利用開始日は、各事業所と相談の上決定します。

※受給者証:障がい児通所支援へ通うことを認める、多治見市が交付する証明書です。(障がい者手帳とは違います)

何日通えるの？

サービスごとに、以下の日数の範囲内でご利用いただけます。

○児童発達支援:10日/1か月

○放課後等デイサービス:各月の日数から8日を引いた日数
(最大23日/1か月)

複数の事業所に
通えるの？

1か所だけではなく、複数事業所ご利用いただけますが、上記に記載の日数以内での利用となります。

多治見市内の事業所
しか通えないの？

市内だけではなく、市外もご利用いただけます。

ただし、障がい児相談支援事業所※や利用中の事業所と相談の上
ご利用ください。

※障がい児相談支援事業所はP5～7をご覧ください。

・どんな支援内容？
・支援の時間は？
・保護者も一緒？

サービスを行っている事業所により異なります。
直接お問い合わせください。

各事業所が、様々な特色をもって支援を行っています。
本誌を参考にし、事業所へ直接お問合せいただき、見学や面談等により、支援の目標などがマッチする事業所を選択ください。